

霧島市条例第5号
令和3年3月30日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「35,880円」を「36,900円」に改め、同項第2号中「53,820円」を「55,350円」に改め、同項第3号中「53,820円」を「55,350円」に改め、同項第4号中「64,584円」を「66,420円」に改め、同項第5号中「71,760円」を「73,800円」に改め、同項第6号中「86,112円」を「88,560円」に改め、同項第7号中「93,288円」を「95,940円」に改め、同項第8号中「107,640円」を「110,700円」に改め、同項第9号中「121,992円」を「125,460円」に改め、同条第2項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「21,528円」を「22,140円」に改め、同条第3項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「21,528円」を「22,140円」に、「35,880円」を「36,900円」に改め、同条第4項中「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの」に、「21,528円」を「22,140円」に、「50,232円」を「51,660円」に改める。

第5条第1項中「合計所得金額」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)」を加える。

第12条中に次のただし書きを加える。

ただし、第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同項に規定する

給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

附則第8項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。